

告示第 70 号

太子町交通系 IC プラットフォーム整備等補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町交通系 IC プラットフォーム整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、太子町における公共交通の安定的な維持及び利便性の向上を図るとともに、町民のシームレスな移動の実現、地域経済の活性化及び暮らしやすい地域環境の形成に資するため、兵庫県及び県内市町で構成される「ひょうご新 IC サービス整備協議会」(以下「協議会」という。)に参画して実施する新交通系 IC 共通プラットフォーム整備事業において、民営乗合バス事業者に対し、予算の範囲内において交通系 IC 共通プラットフォームの整備及びキャッシュレス決済等の導入に必要な経費の一部を補助することについて、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助金の対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、道路運送法第 4 条の許可により運行する乗合バス事業者のうち、太子町内を運行する者とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新交通系 IC 共通プラットフォーム整備事業
- (2) キャッシュレス決済等導入支援事業

(補助対象経費等)

第 4 条 補助対象事業の内容、補助事業の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額等は、別表 1 及び別表 2 に定めるとおりとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、太子町交通系 IC プラットフォーム整備等補助金交付申請書に次の各号に掲げ

る書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 補助事業所要（精算）額計算書
- (3) その他町長が必要と認める書類
（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、当該補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、太子町交通系 IC プラットフォーム整備等補助金交付決定通知書により、申請者にその旨通知する。

（変更申請等）

第7条 申請者は、事業を変更し、又は廃止しようとするときは、直ちに次の各号に定める手続きをしなければならない。

- (1) 第5条に規定する書類の内容又は記載した事項に変更があるときは、補助金変更交付申請書に同条第1号から第3号に掲げる必要書類を添付し、町長の承認を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更と認める場合はこの限りでない。
- (2) 事業を廃止したときには、太子町交通系 IC プラットフォーム整備等補助事業廃止承認申請書により町長の承認を受けなければならない。

2 前項第1号の規定による申請を受けたときは、前条の規定を準用する。

（実績報告）

第8条 第6条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業完了の日から30日を経過した日又は第6条の交付決定に係る町の会計年度が終了する日のいずれか早い日までに太子町交通系 IC プラットフォーム整備等補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業所要（精算）額計算書
- (2) 補助対象経費を支払ったことを証する領収書等の写し（支払いの日付、内容が確認できるもの）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項第2号により補助対象経費に該当することを確認できない場合は、請求書等の支払いの内容が確認できるものを併せて提出するものとする。

（請求及び交付）

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、太子町交通系 IC プラットフォーム整備等補助金請求書を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（補助金の返還）

第 10 条 町長は、前条の規定により補助金の交付を受けた交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が不相当と認めるとき。

(財産処分の制限)

第 11 条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、町長の承諾を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換又は処分をしてはならない。

(補助金の経理)

第 12 条 交付決定者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿その他書類等を整理し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。

(調査等)

第 13 条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助対象事業の遂行状況の報告を求め、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査若しくは調査を行うことができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 10 条から第 13 条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助事業名	新交通系 IC 共通プラットフォーム整備事業
補助内容	補助対象事業者が行う交通系 IC プラットフォームの整備にかかる経費の一部に対し補助を行う。
補助対象経費	交通系 IC カードの共通サーバ整備にかかる費用のうち、協議会が示す太子町の負担割合を乗じて得た額
補助額	補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額 (千円未満の端数は切り捨てる。)ただし、予算の範囲内とする。

別表 2 (第 4 条関係)

補助事業名	キャッシュレス決済等導入支援事業
補助内容	補助対象事業者が行うキャッシュレス決済の新規導入・機能向上に要する経費の一部に対し補助を行う。

補助対象経費	交通系 IC カードを活用したキャッシュレス決済の新規導入・ABT 方式の実施に必要な改修に要する経費から補助対象事業者が収受する国庫支出金を除いた額のうち、協議会が示す太子町の負担割合を乗じて得た額
補助額	<p>総事業費の 6 分の 1 又は補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額のいずれか低い額から協議会が定める補助対象事業者負担額を控除した額（千円未満の端数は切り捨てる。）</p> <p>ただし、予算の範囲内とする。</p>